

令和5年度第6回調布市地域福祉推進会議 議事録

令和5年11月14日（火） 午後6時半から
調布市総合福祉センター2階 201～203 学習室

【出席者】

- 1 出席委員：14人（web出席を含む）（欠席6人）
- 2 事務局・関係部署出席：福祉健康部（福祉総務課，生活福祉課，高齢福祉担当，介護保険担当，障害福祉課，健康推進課，子ども発達センター）
子ども生活部（児童青少年課）

- 3 傍聴者：1人

【議事次第】

- 1 次期地域福祉計画の素案について（資料1）
- 2 次期福祉のまちづくり推進計画の素案について（資料2）
- 3 その他事務連絡

【事前配布資料】

- ・資料1・・・調布市地域福祉計画（素案）

【当日配布資料】

- ・資料2・・・調布市福祉のまちづくり推進計画（素案）
- ・調布市におけるトータルケアシステムイメージ図
- ・調布市における地域連携ネットワークイメージ図

開会

○会長 こんばんは。久しぶりに場所が違いますので、恐らく迷っている方もいらっしゃるかと思いますが、議事に入らせていただきます。それでは先ず資料1について、次期地域福祉計画（素案）ですが、事務局から説明をお願いします。

議題1 次期地域福祉計画の素案について

○事務局（委託事業者） 皆さんこんばんは。引き続き宜しくお願いたします。私から資料の1，地域福祉計画の素案についてご説明いたします。お手元の資料1をご覧ください。宜しいでしょうか。いつもながら前日になってしまい、大変申し訳ございませんでした。十分ご覧いただけていないと思いますが、少し説明を聞きながら中身を見ていただければと思います。この資料はこれまでの会議で頂戴したご意見を市役所の関係各課で検討いただいて、素案にまとめたものでございます。前回の素案からの変更点を中心にご説明したいと思います。

先ず表紙に前回からの主な変更点と今後の予定を書きました。本案の変更点として、第1章、2章、4章とありますが、後程ご説明いたします。本日の会議以降、12月中旬からパブコメが始まりますが、それまでに第6章の8圏域の取組、この内容を固めていく予定でございます。また最終案までにコラムも精査して掲載いたします。コラムの精査が間に合いませんでしたので、今回の素案からは削除させていただいておりますが、最終案までには、コラムを掲載していく予定でございますので、ご承知おきください。

それでは本案を説明いたします。1ページになります。第1章というタイトルのページになります。第1章計画の策定にあたって、という項目。1番の地域福祉とは、というページです。前回の会議で地域福祉計画の位置づけがわかりづらいというご意見を頂戴いたしました。それに対して、先ずこの冒頭のページの図を変更いたしましたので、ご説明いたします。前回の会議の資料をお持ちの方は比べていただければと思いますが、この下半分のイメージ図のことについてです。地域福祉は、ご承知のように平成30年の法律改正で福祉分野の上位計画として位置づけられました。そのことを踏まえまして、各分野に被さるように「福祉分野の共通理念」という帯を追加いたしました。また各分野を貫くように、真ん中に「分野横断的な福祉課題への対応」という帯で表現いたしました。もうひとつ、調布市は地域福祉が法律で定義される以前から、地域という視点で分野横断的な基盤をつくる計画としてこの計画を位置付けてきたという長い歴史がございます。これからもその点は変わらない事といたしまして、各分野を下支えするように「福祉分野共通の基盤となる取組の推進」という帯で表現いたしました。この3つの帯を調布市独自の地域福祉の考え方として示したつもりです。そしてその下にこれから地域福祉で充実させていく事項を箇条書きにしております。このような図で調布市の地域福祉というものがわかりやすいかどうか、改めてご意見を頂戴したいと思っております。

続きまして、変更点といたしましては、細かい所は割愛させていただきまして、8ページをお開けいただけますか。タイトルとして4番の計画の位置付けというページになります。この計画の位置づけの2段落目、小見出しで調布市の位置付けという小見出しを付けました。最初の3行の文を追加いたしました。この内容は1ページ目で説明した内容を文章で追加したということでございます。隣の9ページの図は前回から変えておりません。ただし、各課ともこの図について検討中でございますので、今後、若干の変更はある可能性があることをご承知おきください。

続きまして、12ページ、13ページをお開きください。12ページのタイトルが第2章地域福祉の現状と課題。1番の地域福祉の現状というページになります。12ページの下半分から、13ページ、まるまるですけれども、人口の将来的な動きの部分を変更に及び追加をいたしました。長期的な部分に関しては前回は計画期間を意識して、令和11年の数値を掲載しておりましたが、もう少し先、今回は令和27年、およそ20年後の姿ということで12ページの数値を掲載変更いたしました。

また追加といたしまして、次の13ページになりますが、13ページの上に東京都の将来人口が推計されておりますので、それを追加したことと、その下に東京都と調布市の年齢人口割合を比較したグラフを追加いたしました。これを見ますと、文章にも書いてあるんですが、65歳～74歳の前期高齢者、それから75歳以上の後期高齢者が令和17年頃から調布市は東京都を上回るスピードで割合が増えていくということが想定されております。20

年後という、私達を取り巻く環境もたぶん社会も今からは様変わりしていると考えられるのでなかなか具体的なことは難しいんですけども、この計画を考えるにあたって、こうした意識で地域福祉を考えていくということも大切だろうということで、こういうグラフにしております。

続きまして、39 ページからになります。39 ページのタイトルが第 4 章の計画の基本方向でございます。39 ページは前回から変わっておりませんが、おさらいしますと 4 つの基本目標をこの第 4 章でお示ししています。項目は 4 つの基本目標は変わっていませんが、その中身は変わっていますので、その変わった部分をご説明いたします。40 ページをお開けください。40 ページから基本目標 1, 2, 3, 4 の 1 番ということになります。40 ページ、基本目標 1 安心した暮らしと社会とつながりがもてる地域づくりという目標をかかげて、それに対する具体的な取組を数ページ書いています。この目標 1 の下の方をご覧くださいますと、目標 1 についての取組が 1.1 から 1.5 まで 5 つになっております。前は 1.4 までの 4 つの取組でした。今回は一番下の「1.5 生活に困難を抱えるものへの支援」を追加して 5 つにしております。次の 41 ページからはそれぞれの取組の具体的な事業を掲載してございます。一つ一つの事業は時間の関係でご説明いたしません、各取組の事業は前回の素案からおよそそれぞれで倍近くに増えていると思います。また内容はご覧いただければと思います。そして 43 ページになります。先程申し上げた「1.5」を追加したという項目が 43 ページに掲載しております。

続きまして次のページ 44 ページからが基本目標 2 地域共生社会の基盤となる地域福祉のネットワークづくりという目標になります。ここも取組を整理いたしまして、下の方に 2.1 から 2.4 まで掲載してございます。この「2.4 更生支援（再犯防止の推進）」、この項目は前回の素案では目標 3 に位置付けておりましたが、内容を精査いたしまして、目標 2 に位置づけし直しました。また前は情報提供のことも項目としてひとつあげておりましたが、その事業は基本目標 1 の「1.1 相談支援」の中に事業を統合しております。45 ページからはそれぞれの取組を構成する各事業を掲載しております。同じように関係各課で再度検討していただきました。この目標 2 につきましては、特に教育委員会や生涯学習、協働推進課などの事業を中心に増やしていただいております。

続きまして 47 ページ、基本目標 3 住民が主体的に参加する支え合いの地域づくりになります。ここについては、取組としては 3.1 から 3.4 まで 4 つになっております。先程申し上げた「3.5 更生支援」が前はここにありましたが、目標 2 に位置づけし直しましたので、前回の 5 つから今回の 4 つになったという変更でございます。48 ページ、49 ページに取組が掲載してございます。中身としては人材育成、それからボランティア、住民同士の支え合い、それから交流、活性化という地域福祉で特に大切な分野になりますので、それを推進する事業を掲載してございます。

続いて 50 ページ、基本目標 4 になります。地域生活課題を解決するための包括的な支援体制づくりです。前は取組として 4.1 だけ掲載しておりましたが、今回は「4.2 制度外のサービス・支援の充実」という取組を独立した取組にいたしました。51 ページにその取組と事業を掲載しております。地域福祉の役割として冒頭に申し上げましたが、既存の制度だけでは対応できないニーズに応えるというテーマがございますので、このテーマに対して、社会福祉協議会をはじめ、社会福祉法人、ボランティア活動などを支援して地域

と一緒にあって、この制度の狭間などのテーマに対応していく、そういう事業を位置付けております。

ここまでが 4 つの基本目標の取組と事業を掲載したものでございます。続いて 52 ページから重点施策を掲載しております。前回の素案では項目はありましたけれども、内容は入っておりませんでした。先程の基本目標に位置付けた事業はどれも大切なものなんですけれども、その中から特に重点的に取り組む施策を大きく二つにまとめたというのが重点施策になります。

重点施策 1 番は、地域におけるトータルケアの推進です。そのタイトルの下に丸が二つあります。丸の上に書いておりますが、地域福祉コーディネーターを中心といたしまして、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援、それを一体的に実施する重層的支援体制整備事業のもとで多機関協働による包括的な支援体制の構築、地域における支え合いの仕組みを進めるといものがこのトータルケアになります。トータルケアを進める取組としては、具体的に (1) から (3) にまとめております。その下が (1) になります。支援につながる体制の構築とコーディネート機能の強化です。その下に方向性がまとめて書いてありますので、ここを読ませさせていただきます。制度の狭間で支援が必要な人や既存の公的な福祉サービスだけでは十分な対応ができない方、複雑化、複合化した課題を抱えながら支援が届いていない方等の支援ニーズを発見し、解決するため、各福祉圏域に配置した地域福祉コーディネーターを中心に地域と行政、関係機関等との連携を一層進め、多機関協働による支援ネットワークの構築やコーディネート機能の強化を図るという内容でございます。それを推進するための事業が 52 ページから 53 ページに事業名と概要、担当課という形で一覧表にしております。

続いてトータルケアの 2 番目が 54 ページになります。(2) 包括的な相談支援体制の構築、というタイトルです。その方向性も書いておりますので読ませさせていただきます。悩みや困りごとを抱えている本人や家族が孤立せず、早い段階で支援につながるよう、包括的に相談を受け止め、課題を整理し、必要な福祉サービス等の情報提供等を行います。単独の支援関係機関等では解決が難しい複雑化・複合化した支援ニーズに対しては、適切な支援関係機関の相互連携による支援を実施することで、包括的な支援体制の構築を進めます。という方針でございます。そのための事業を 54 ページ、55 ページに掲載しております。

続いて 56 ページ、57 ページになりますが、(3) 社会参加につながる支援・環境づくりになります。トータルケアの 3 つ目になります。方向性を読ませさせていただきます。社会とのつながりを保ちづらい状態の人やその世帯の抱える課題に対し、本人やその世帯の支援ニーズと地域の社会資源とのマッチング、自立のための訓練や就労への支援、日中の居場所づくりや活動機会の充実等を図ることにより、社会とのつながりや参加を支援するとともに、多様な社会参加の実現を目指します。というものでございます。そのための事業を 56 ページ、57 ページに書いてございます。

続いて 58 ページになりますが、58 ページは当日配布と書いております。このトータルケアのイメージ図。皆さんの机の上に何枚かペーパーがあるかと思いますが、資料番号が書いていないので申し訳ないんですけども、左上の四角の中に「調布におけるトータルケアシステムイメージ図」と書いてあるペーパーになります。この説明は私より事務

局の方がいいと思いますので、もしご質問があれば、ご質問なさってください。こういった図が 58 ページに掲載されるとお考えください。

続きまして素案に戻ります。59 ページから重点施策になります。住民主体の地域における支え合いの仕組みづくりというものです。カッコは 1 番から 4 番まで、この仕組みづくりのための取組を細かく記載しております。先ず 59 ページ (1) 多様な交流の場の拡充を進めるというものです。そこの方針として、下を書いてありますので読みます。地域住民同士の交流を通して地域で見守り、支え合える環境づくりに向けて、地域の社会資源を活用した多世代・多様な活動拠点づくりの推進、地域住民が中心となって展開するひだまりサロンや集いの場の支援の充実を図ります。というものでございます。具体的な事業は 59 ページ、60 ページにかけて書いてございます。

続いて 2 番目の (2) が 61 ページになります。(2) 地域福祉活動の支援と地域で活動する人材の養成です。方向性として書いてありますが、介護、障害、子ども・子育て、生活困窮等のさまざまな分野や世代を対象とした地域福祉活動の支援や地域における福祉の担い手の育成等を通じて、地域づくりを推進するとともに多様な地域活動が生まれやすい環境の整備を推進する、という方向性でございます。

続いて 62 ページ (3) 番、地域住民相互の支え合いによる互助、共助の取組の活性化というまとめです。その方向性としてその下に書いてございます。ボランティア活動の活性化や、地域福祉活動団体等との協働の仕組みづくり、地域住民のニーズと地域資源とのマッチングによる生活支援の充実等の取組を通じて、地域における支え合いの仕組みづくりを推進するという方向性でございます。

もうひとつ、63 ページに (4) 地域防災力の向上と避難行動要支援者への支援という取組を掲載してございます。その方向性として書いてありますが、地域組織との協定締結や関係機関との連携体制の構築による避難行動要支援者避難支援プランの推進や市民の防災意識の啓発、防災市民組織の育成に取り組むほか、要介護高齢者や障害者などが安全に避難できるよう二次避難所（福祉避難所）の確保等に努めることにより、「自助」、「互助」、「共助」、「公助」が連携し合いながら地域が一体となった災害時の取組を推進するという方向性でございます。この大きく 4 つで構成するものが重点施策の 2 となります。64 ページに、重層的支援体制整備事業の全体像を参考として掲載してございます。ここまでの第 4 章の基本目標と重点施策の内容です。

65 ページから第 5 章の成年後見の計画が書いてございます。66 ページに全体の体系と事業が載っております。施策の体系の左側①②の大きく 2 つの取組自体は書いておりませんが、そこに位置づけられる事業につきましては、再度精査し、増やしたことが前回からの変更点でございます。第 5 章成年後見の最後 70 ページに連携イメージ図を掲載する予定でございまして、これは机上に配布いたしましたペーパーの 1 枚になります。左上にタイトルとして「調布市における地域連携ネットワークイメージ図」というものがあります。スクリーンにも同じものが出ています。成年後見につきましても、こういったネットワークを構築し地域支援していくということが求められておりますので、調布市として取り組んでいくということでございます。

そして第6章が71ページからになります。4つの福祉圏域の取組。それぞれの8つの圏域を2ページずつ見開きで掲載する予定でございます。冒頭申しましたが、まだ中身が十分精査できておりませんので、パブコメまでに精査していく予定でございます。

最後88ページになります。88ページと89ページは、第7章計画の推進に向けてということで、計画を策定した後、進行管理、計画の周知を含め、進めていくということが書いてございます。内容としては前回から変更はしておりません。

まだ用語の表記の統一などができていないところもございまして、そのあたりもパブコメまでには精査していく予定でございます。説明は以上です。

○会長 ありがとうございます。説明の中で追加資料のところで事務局の方で説明されるかもしれないというお話がありましたが、如何でしょうか。

○事務局（市） はい。調布におけるトータルケアシステムのイメージ図について説明させていただきます。

まず、イメージ図の一番左側のバーをご覧くださいと思います。上から小圏域、中圏域、大圏域とありますが、一番上が小学校区域 20 地域ということで、地域住民の皆様のお身近な地域を示しています。次に、真ん中が小学校を複数まとめたいわゆる福祉8圏域を示しています。最後に、一番下が市全域というようにつくりになっております。

続いて、大きく3つ枠をご覧くださいと思います。3層構造になっております。一番上から順に「住民主体の地域における支え合いの仕組づくり」、真ん中に「住民主体の地域における支え合いの仕組づくり」と、「複雑化・複合化した課題に対する包括的な支援」、一番下に「多機関協働による包括的な支援体制の構築」とございます。

一番上の住民主体の地域における支え合いの仕組づくりですが、この楕円の中の右下あたりに枠がございまして、地域による課題の把握・解決ということで地域には様々な生活課題を抱えていらっしゃる方がいらっしゃいます。そういった方を地域の中で把握していくための見守りですとか、日常や暮らしの中での支え合い、またコミュニティ、サークル活動や居場所等の多様な場づくり、こういった取組の中で地域で課題を把握していく。また地域の中で解決が可能なものについては地域で課題を解決していく。地域の中で課題の解決が難しい複雑化・複合化した課題については、そこから下に矢印が伸びまして、包括的な相談の受け止めということで、福祉8圏域のところから矢印が伸びております。この福祉8圏域、中圏域のところでは、地域福祉コーディネーターを中心に高齢分野や障害分野、さまざまな相談機関等と連携し支援の調整をする。また、その専門機関等のネットワーク化を図っていくことで複雑化・複合化した課題に対する包括的な支援を進めていく。また、そこで把握された課題、包括的に受け止めた相談について地域課題として検討を進める中で、そういった方を支援するために必要な新たな居場所づくりですとか、さまざまな支え合いの仕組づくりの支援、それが左側から上に伸びている、「地域とのつながり、社会参加への支援」、「支え合いの仕組づくりの支援」という地域支援の観点の表現になっております。

こういったさまざまな機関とのネットワークにおいて支援を検討する中で、複雑化・複合化したケースについて検討を進めるため、多機関協働による包括的な支援体制の構築と

ということで、一番下の大圏域のところに楕円がございます。この中に、相談支援包括化推進会議（重層的支援会議・支援会議）という表現がございます。現行計画でも相談支援包括化推進会議という表現がありますが、重層的支援会議及び支援会議は、社会福祉法の改正に伴い令和5年度から実施している重層的支援体制整備事業に基づき新たに設置している会議で、生活困窮や、高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉、教育、住宅支援、就労支援といった関係課、または関係機関の方々が委員として参加をしている会議体でございます。この重層的支援会議・支援会議につきましては、その必要に応じて、この委員以外のさまざまなメンバーを会議に参加させることができるということで、医療・保健の視点ですとか、司法の観点、そういったところも取り入れていくということで、この大きな青の枠の中から矢印が伸びているような表現になっております。この重層的支援会議は、中央一番下にプラン作りとありますが、複雑化・複合化したケースについて具体的に支援プランを作成する役割がございます。その他、相談支援包括化推進会議は、様々な事例について情報共有をする、必要に応じて社会資源を新たに創出していく、そういった検討を行う場として設置されているものでございます。こういった多機関協働による包括的な支援体制の構築の中で、上の福祉8圏域の専門機関等とのネットワークとも連携をして、一番上の市民の皆様が暮らしている住民主体の地域における支え合いの仕組みづくりをより進めていく、そういった図の作りになっております。

現行計画に載っているトータルケアのイメージ図は今回の案よりもかなり複雑な作りになっていますが、今回皆様にスライドでお示ししているのは骨格となります。前回は右上に地域力の強化、これが、住民主体の地域における支え合いの仕組みづくり、一番下の所に、多機関の協働がきているという作りは大きく変更されておられません。現行計画のこのイメージ図のように今回お示ししているトータルケアシステムのイメージ図についても、より内容を充実させて、今後パブリックコメント手続きに進めていければと思っておりますので、是非この場でご意見を頂戴できればと思います。以上です。

○会長 ありがとうございます。前回からの計画素案で新しく追加されたり、或いは整理をされたものについてご説明いただきました。確認したい点とか、或いはご意見含めて出していいただければと思います。

○委員 皆さんのいろんな意見が出た後にしようかなと思ったんですが、お先に発言させていただきます。昨年のアンケート調査に始まって、今日、ここまで計画の素案の作成まで本当に膨大な作業、まとめてくださった事務局の皆さん、委託事業者の方々、本当に感謝いたします。私も随分いろいろな事を申し上げましたけど、随分皆さん悩んだと思いますけれども、いろいろ工夫して取り込んでいただいたことを本当に感謝いたします。本当にどうもありがとうございます。大きな山をここでひとつ乗り越える時期に来ていると思いますけれども、今の段階で申し上げるのはちょっと恐縮なんですけれども、あとまだ二つの山があると思います。そのひとつがパブコメなんですけれども、今回のこの作成にあたって一番大きな課題だったのが、見やすく、わかりやすく、そして新しく出てきたニーズを、問題点をどうやって取り込むか、そんなことが大きな課題だったと思います。正直に申して、大変わかりやすくなったんですけれども、わかりやすくなったということは、

裏返しで言いますと細かい説明は省略したわけなんですね。ですから恐らく今度のパブコメでは、従来になく、たくさん質問が飛んでくると思います。しかし、皆さん大変ご苦労なんですけど、是非めげないで頑張っていたきたいと思います。

それからもう一つは、こういう形でまとまってきたので、これから来年度から6年間、この計画で推進していくわけなんですけれども、先程申したように細かい説明が省略されたので、ここで一番大きくなっていくのが行政の責任なんですね。どのように運営していくかというのが行政の肩に掛ってきます。また6年という長いスパンなので、情勢が変化することもあります。そういったことを踏まえながら如何に推進していくかということは、本当に重荷になると思いますけれども、ここまで頑張ってきた皆さんですから、是非素晴らしい運営をしていただけたらと思っております。

最後にちょっと私事ですけども、私、活動しているのが西部地域なんです。よくひんしゆくをにかけているんですが、私は「調布市のチベット」と言っているんです。例えば西部公民館という中核の施設があるんですが、「西部公民館で、何処にあるの？」と、なかなか知れ渡ってないです。それは一つに交通の便が調布駅の方面に比べて不便だということもあるかと思いますが、非常に皆さん頑張ってくれているけれども、なかなか知名度が上がらない。それと、もう一つは、皆さん元気な方はこの調布駅方面に足を伸ばしてくださるんです、いろんな参加する場所がたくさんあるわけなんです。どうしても西部地域でしか動けない人達で、なんとか歩ける人達は参加してくださるんですが、ここ何年かずっとやってきて、一番今悩んでいるのが社会的孤立をしている方、この方というのが本当に出てきてくれません。日常のつき合いから始まって、いろいろな手づるを使ってもなかなか参加してくれませんか。これから向こう6年間、そういった部分も市の皆さんとか、いろんな機関の方達の応援を受けて何とか改善をできたらいいなと思っておりますので、今後ともひとつ宜しく願いいたします。最後、私事のお願いで申し訳ありませんでした。

○会長 ありがとうございます。なんだか、最後の、すべて終わったような感じがしましたけども。他にどんな点でもはっきりさせて欲しい点なども含めてご意見がありましたらどうぞ。

○委員 最初にひとつだけ質問させていただいて、あと自分の意見も申し上げたいと思います。今回13ページに人口推移のデータが入っていますよね。それで東京都全体に比べて調布市の高齢化の割合がここ何年か後に進むと。だいぶ長いスパンなんでしょうけれども。20年とか。これっていうのは、東京都は23区に若い人が入ってくるので、相対的に23区以外の高齢化が進むというそういう単純に理解すればいいのか、高齢者が長生きするということなのか。ちょっとその辺がよくわからなかったもので、もしお分かりになれば教えていただきたいですけれども。

○事務局（委託事業者） はい、ありがとうございます。詳しいデータが手元にないのですが、データを見た時には、やはり、委員が仰ったように、東京都なので23区から人口の少ない自治体まで全部ひっくるめた形になっていますので、どうしても人口規模の大きい

23区にひっぱられるところがあるかと思いますが。例えば、区全体や市と町村全体で見ると、また違う傾向は出てくるだろうと思います。

○委員 ありがとうございます。それでちょっと私の方の意見なんですけれども、ご意見シートの方で事務局の方にはいろいろ考えを渡させていただいているんですが、この資料でわかりますように、調布市の将来像ですね、3福祉計画共通の。「みんなで支え合う、誰一人取り残さない 共に生きるまち」というのがございますよね。私自身もいろいろ地域で活動を始めて7年目になりますけれども、特にこの言葉は心に凄く感じる部分があって、みんなで支え合うというのは、先程の高齢者のデータもありましたけど、勤めが終わったり、子育てが終わって、あとは好きに暮らしていくというのは、それでいいんですけれども、やっぱり、みんなで、高齢者もみんなでもちを支えていくということをししないと、もう何年か先には65歳以上が30パーセントとか、そういう時代になっていく。やっぱりみんなでやらないとコミュニティが成り立たないということがありますので、そういう意味で特に我々リタイヤしたシニアなんかが、できるだけ地域の活動にデビューするようなきっかけづくりというのをできるだけ一歩踏み込んでやっていただきたいということがございます。生涯学習課の方では生涯学習というんですかね、生涯教育という取組もされておりますし、高齢者支援室では高齢者の生き甲斐みたいなこともやられているんですけれども、その連携といいますか、そこをもう少し横断的に取組まれて、もう一歩具体的に施策を進めるという取組をお願いしたいという意見を出していたんです。その辺がどういう風にこの重点施策の方に入っているのか入っていないのか、その辺の議論がどういう風になされたのかということもちょっとお聞きしたいのが1点です。

もう一つは、誰一人取り残されないということでは、やはりいろいろな問題を抱えた子どもとか若者が、そんなに数は多くないんですけれども一定割合でいるというのは事実です。そういう子達の支援というのは、なかなか、先程、他の委員の方も仰られたんですけれども、難しいですよ。ですから、そういう意味では、今、「ここあ」なんかも随分頑張っておられるんですけれども、居場所としてはもう少し、日中の居場所だけではなくて、夜の間も含め、或いはその対象者も中高生だけではなくて、もう少し若者世代まで含めた、問題を抱えた利用者というものを広げて考えていくということも必要ではないかということで、意見を出させてもらっているんです。何かその辺を、これは一足飛びにはできないかもしれませんが、プランAが日中の「ここあ」のような相談と居場所というそういう取組に加えて、プランB的な、何と言いますか、そういう居場所というのを行政としても民間に委ねるといった方法もあるかと思いますが、市としてそういうものを含めて取り組んで行くという両方のやり方があると思うんですけど、そういうものをどう考えていくのかということが一点です。やはり、若者や中高生がいろいろ問題を抱えているのは、意外と幼児期とか学校の低学年の時に問題がいろいろ出て来ている可能性があるもので、かなり早い段階で予防的にそういう問題をピックアップして、対応していくという。これは大変なことなんですけど、そういう取組もある意味では必要なことかなと。その辺をどう考えていくのか、それを意見として出させていただきましたけど、その辺を市側としてはどうのご議論というか、お考えでこれをまとめられたのかということ、その辺をお聞かせいただければ有難いと思います。

○会長 ありがとうございます。大事な視点だと思いますが、事務局の方で答えになることはありますか。

○事務局（市） ありがとうございます。さまざまな観点からのご質問をいただきましたので、多少総括的に答えさせていただきます。生涯学習や支え合いの視点からの地域人材ということにつきましては、主に45ページの基本目標2の「2.1 お互いを認め合う心を育む教育・学習の推進」であったりとか、もしくは基本目標3の「3.1の地域福祉活動を担う人材の発掘と養成」、各基本目標のテーマに沿って今回は整理をさせていただきました。この中では、例えば3.1であれば、人材育成事業として、高齢福祉担当であったり、ゆうあい福祉公社であったりとか、もしくはその下の福祉人材の育成の推進というところで、障害福祉や高齢福祉に関する地域の方達の研修を通しての福祉人材の確保というところがございます。また、3.4は身近な地域交流というテーマではありますが、今、掲げていただきました様に、下から4番目のところ、人生100年時代を見据えた生涯学習の振興のところなど、各基本目標のテーマに沿って事業づけをさせていただいています。もちろん、これらの基本目標は独立しているものではなくて、包括的な支援、トータルケアを目指す上では連携をしておりますので、そうした観点から各事業をつなぎ合わせているとご理解いただければと思います。

また、こういったところがトータルケアにどうかされているのかというところですが、重点施策につきましては、事務局からの説明の通り、今回は特に重層的支援体制整備事業とそれに関連する施策を中心にまとめております。これについては、国が地域共生社会の実現というテーマで各施策を行っていて、そのイメージ図に沿ってこれまでもトータルケアのイメージ図を作ってきたところがあります。それに留まらず、自助・互助・公助・共助がそれぞれ有機的に連携する仕組みづくりで考えておりますので、その中で最も中心的な事業でまとめております。

また、先程の若者の視点とか、子どもの夜の居場所作りなどさまざまなご提案をいただいたところではございます。今回、最初に事務局から説明がありましたが、地域福祉計画が、いわゆる、各福祉の共通分野に関する内容を盛り込むというものであり、その基盤となる分野横断的な部分も盛り込むというところを主たるテーマをしております。例えば子ども分野であれば、すこやかプランであったりとか、高齢者分野であったら高齢者総合計画とか、専門分野の計画がありますので、そういった深い部分につきましては、それぞれの計画に委ねることになると思っています。その中でも特に地域の支え合いであるとか、総合的な、包括的な支援と視点だけを取り出して、今回の計画にまとめているというところがございますので、そうした観点から、今回の基本目標や重点施策に事業を位置付けているという整理をしております。以上でございます。

○会長 はい。ありがとうございます。他にご意見がございましたら。

○委員 お叱りを承知で敢えて言わせていただくと、全体的に非常によくまとまっているんですけども、前回もちょっと言わせていただいたんですが、やはり理念からなかなかもう一步のところ書き込めていないというのが、正直、私の感想です。

具体的なところを今のご説明を聞いて、幾つかご質問をさせていただきたいんですけども、先ず1ページ、この福祉分野の共通理念、優しくなったのはとてもいいと思うんですけども、その他の福祉というのが何なのかよくわからない。恐らくここには生活困窮の問題とか、そういうのが入って来ると思うんですけども、ちょっと具体的な書き込みがあった方が市民にとってはわかりやすいかなということですよ。

それから44ページの成年後見制度の利用促進というのがあります。ご存知かもしれませんが、国連は医療保護入院制度と成年後見制度の廃案勧告を出しているという、そういう負の面もあるんですね。そもそも成年後見制度が何なのか、ということも恐らくほとんどの方はわかっていないと思うので、そういったものをどこかコラムでも何でもいいと思うんですけども、書き込みや説明が必要なのかなということが一つです。

それから59ページ、空き家の活用のところですよ。空き家を使った交流の場の創出とか、拠点づくりを推進しますって、どうやって推進するんでしょうか。前回もしかして聞いたかもしれませんが。推進はわかるんですけども、どうやって推進するんでしょうかというのがわからないですね。

63ページの災害時の対応です。これも前に言わせていただいたかもしれないですけども、避難支援プランの話とか、この二次避難所の問題ですね。今この地域福祉センターが二次避難所として不適切なのが明らかにわかってきているので、そこをこうやって書き込んでいて本当にいいんだろうか、ということがありました。

それから、圏域毎のところですよ。これは学校とか、包括とか、そういった公的な所の地図はマッピングはされているんですけども、いわゆる、ひだまりサロンのような地域活動のマップが入っていないんです。これはそれで宜しいんでしょうかということ。

それからこの調布市におけるトータルケアシステムイメージ図。これでちょっと感じたのは、一番上の小圏域ですね、小学校区。この中で地域の生活課題というのが真ん中にあるって、その右に地域による課題の把握・解決と書いてあるんですが、これは、誰がやるんでしょうか。この小さい圏域の課題を誰が拾って誰が解決に結びつけるんですかということも、ちょっとあまりに何というか、小さいコミュニティの中のことでありながら、ちょっと無責任なというか、勝手にやんなさいよ的なことにも読み取れてしまいます。

幾つか言わせていただきましたけれども。何か回答できるところがあればお願いいたします。

○会長 どうでしょうか。

○事務局(市) ありがとうございます。先ず1点目、その他の福祉というところについては、今、委員からのご指摘の通り、生活困窮など、その後に出て来た、いわゆる、従来のカテゴリーに捉われない福祉の分野を示しております。その部分をどうやって表現するかというところは少しまた検討させていただければと思います。

成年後見については、国連の勧告をご紹介いただいたところでございます。これについては、そうした背景があるというご指摘ではございますが、国において成年後見制度の利用の促進に関する法律というのが現在も施行されていて、国が第2期計画を作ったばかりであります。法律上、市町村はその促進に向けて基本となる計画を立てなければならないとなっていることから、今回含まれております。ただ、当然、成年後見制度が各種の権利の制限をかけている部分があるということで、国もこの間、例えば役員の就任に関する成年後見に関する規定を撤廃したり、いくつか取組をしているようでございますので、そうした動向を踏まえていきたいと思っております。成年後見制度の利用促進という点につきましては、従来から、多摩南部成年後見センターを運営する調布市、日野市、狛江市、稲城市、多摩市の5市で共通した計画を作っていて、また調布市も取組計画を作っているのですが、その中で、単に成年後見の申し立てをして成年後見人をつけるということだけではなくて、その人の状況にあった権利擁護支援。それが例えば、社協の地域福祉事業であったりとか、その他の手段を含めて、いわゆる、権利を守る取組をしていく視点を踏まえて立てております。今、ご指摘がありました通り、単に権利の制限性の高い成年後見のみならず、ご本人の状況や意思等を尊重した支援というものをこれからも計画の中で推進していきたいと思っております。

空き家活用の推進については、今、担当課がおりませんので、いただいた意見を再度持ち帰って、記載内容を含めて共有したいと思っております。

地図に公共機関しか載っていないということにつきましては、どこまで施設を載せるかという点がございます。あまり書き込み過ぎてしまうと見づらくなってしまいますし、あと6年後にどういった施設が残っているかという点も重要な視点になりますので、その点を踏まえて地図の更新を図っていきたいと思っております。

最後に、今回お示したトータルケアのイメージ図の上段の楕円形の右下ですね、地域における課題の把握と解決というところでございます。このイメージとしては、従来から地域共生社会の取組の中で国が地域住民が自ら主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくりというのを進めてきました。いわゆる、大きな公的機関が関与しなければいけないような複雑化・複合化した福祉の支援ケースを想定しているわけではなくて、ちょっとした課題というか、ちょっとした見守りとか支援で解決するものであれば、地域の方がその方の状態に気付いて支援をしていく取組を進めていくということもございます。また、それに対して公的機関が何もしないということではなくて、その中で支え合いの仕組みづくりの支援というのは、右から2番目の矢印にあります。こうした支援は中圏域に配置された地域福祉コーディネーターであったり、各種ボランティアが行うということがございますので、住民主体の支え合いの中についてもしっかりとサポートしながら、この仕組みづくりをしていくというところでもあります。また、その結果、よりさまざまな専門機関が関わっていく方が適切な問題については、その圏域の中で専門機関だけでカバーできることもありますし、困難性があって検討が必要であれば、さらに大圏域の相談支援包括化推進会議でしっかりとプランニングしていくという、段階的に取り組んでいく形になっておりますので、その点をご理解いただければと思っております。以上でございます。

○委員 はい。ありがとうございました。あと中圏域のところでは、地域包括支援センターが非常に大きな役割を果たすと思うんですけども、それは、その他の支援関係機関等に含まれているんですか。

○事務局（市） ありがとうございます。イメージ図は地域福祉コーディネーターを中心に書かせていただいておりますが、仰る通り、中圏域に含まれております。包括的な相談支援体制の構築という丸の中でも地域包括支援センターは含まれておりますので、そういったご理解をお願いいたします。

○委員 ありがとうございます。

○会長 ありがとうございます。今のことにも関連するんですけども、ひとつはこの権利擁護で何回も出てくる「あんしん未来支援事業」はいったい何なのかという説明はどこにも出てこないの、これがもしかしたら、後見までいかないけれども、保証人の話とか、医療の時の問題とか、いろんなことにサポートすることができる仕組みなんじゃないかと思うんだけど、どこかで説明を入れておいていただいたらいいなと思います。

それから、トータルケアのところでは、仕組みづくりという言葉になっておりますか、住民主体の地域における支え合いの仕組みづくり。中圏域でも支え合いの仕組みづくりとなっていて、どういう仕組みを作ることになるのかの具体的なイメージを、明らかにできるのであればやっていただければいいんじゃないかなという感じがしました。今のご発言との関係でここでお返事いただく必要はないですけど、そういうことを考えていただければいいと思います。

他に、今日で全部解決できないとは思いますが、こういう視点も、或いはこういう点をはっきりさせた方がいいんじゃないかというご意見がありましたら。

○委員 3点ほど。一つは感想的にもなるんですけど。全体を通して、先程、委員も仰られたように、本当に全体としては見やすく、わかりやすくなってきたなと思います。そういう面では、事務局の方も随分苦勞されたと思って、私も感謝したいと思っています。

2点目が社会福祉法人の地域公益の取組についても取り上げていただいているんですけども、事務的になるんですけど、二度書いてあると必ず（再掲）と書いてあるので、51ページの方にはなかったの、やっていただければいいかなと思っています。

3点目は41ページの「1.2 医療・保健・福祉の連携」の項目です。前回は児童虐待防止センター事業と要対協のことが書かれてあったんですけども、今回の素案ではその2つのことが抜けています。それがどういう関係かなということとあわせて。特に児童虐待は毎年ずっと増えてきているので、児童虐待防止センターがあった方が市民から見ても安心感はあると思うので、これは取らずに残しておいた方がいいのではないかと思います。ご説明を聞かせていただければと思います。以上です。

○事務局（市） ご質問ありがとうございます。見やすくなったというご意見につきましてありがとうございます。また、再掲項目については、冒頭の事務局からも説明がありましたが、いろいろ整合をとって、そうした部分は今後見直していきたいと思います。ご指摘ありがとうございます。

最後に、41 ページの「1.2 医療・保健・福祉の連携」のところで、これまで載っていた児童虐待防止の取組と要対協の取組が今回なくなっている点についての考え方でございますが、これらについては、虐待に関しては児童に限らず、高齢者虐待や障害者虐待など、さまざまなテーマが掲げられるべきではないかということで、一旦議論をして検討したんですけれども、そうなってくると、それぞれの全ての分野をこの計画に盛り込んでいくことになっていくというところがありましたので、先程の回答にもありました通り、分野横断的なところや、支え合いのところについては、この地域福祉計画に記載をしていく。また、同時期に策定、もしくは連携していく、調布すこやかプランであるとか、高齢者、障害者の総合計画の中で、虐待防止のことが記載されていますので、そういったところはそれぞれの各種の計画に委ねてということで整理をさせていただいて、そのエッセンスだけを今回の地域福祉計画として載せさせていただいて整理をしたというところでございます。以上です。

○会長 はい。ありがとうございました。

○委員 私は重点施策に関して少し発言させていただけたらと思います。40 ページからの基本目標があり、その後 52 ページから重点施策という流れになっているかと思いますが、基本目標も重点施策も共に関連する事業をリストアップするという形をとっているということもあって、重複もかなり見られていますので、特に重点施策の数が非常に多いですよ。読み手として私は、この 2 つが上手く整理しづらいなという感が若干ありました。今日も傍聴の方がいらっしゃってますけれども、調布市の施策を理解しようとする市民の方もひょっとしたら同じような印象をもたれるのではないかと思います。読み手として基本目標と重点施策が上手く整理できないというのは、言い換えると重点施策に位置づけられることがどのような重みづけがあるのか、何を意味するのかということが、ちょっと読み手としてはわかりにくいと思うんですね。どのような重点の置き方をするのが見えにくいというところです。

例えば重点施策として幾つかの事業が書いてありますけれども、新規なのか継続なのかもわからない。継続の場合はこれまでの事業の進め方にどのような変化を加えるのか、というようなことが書いていない。例えば 53 ページの上から 2 つ目の地域包括支援センターの運営も、包括というのはこういう機関でこういう取組を充実しますと書いてあるんですけど、たぶんこれは今回の計画内容に合わせて書いたというよりは、元々そうだよねというような内容なので、これがここに書いてあって重点施策になっているということは、ちょっと読み手としてはわかりづらいなと思いました。今のは例としてあげただけですけども、全体として重点施策に位置付けることが、どのような意味があって、どういう重点の置き方をするのかというのを、なるべく表現していただいた方がいいのではないかと思います。

その解決策になるかどうかはわかりませんが、続けて重点施策に関してこういう風にしていただいたらどうでしょうか、ということをお話させていただきます。個人的にはもう少し重点施策って絞ってもいいのではないかなと思いました。基本目標の施策のかなりの部分が重点施策としてまた出ているような印象もあって、ちょっとわかりづらいという印象があります。どのくらい庁内での調整が進んでいるのかわからないんですが。例えば事務局の説明で重層の話なんかもありました。特にこの事業に関しては、今回重点を置きますという風に、もう少し絞った方が焦点化ができるのではないかなと思いました。

2 つ目なんですけれども、可能であれば、事業の目標を示していただいた方がいいのではないかなと思います。勿論、これは地域福祉計画なので数値化に馴染まないものもあるということは重々承知なんですけれども、せめてこういう状態を計画期間内に達成するんだ、或いは、課題となっているこの部分をできるようにするんだというものがあると、重点施策に置かれていることの意味付けがわかりやすいのではないかなと思います。ということで、私からは重点施策に関して、ちょっと多すぎるのではないかなということと、もう少し目標なり、どういう状態を目指すのかということをお話させていただきました。以上です。

○会長 ありがとうございます。整理の仕方としてその辺りが大事ではないかというご指摘でした。事務局から何かコメントありますか。

○事務局（市） 確かに仰っていただいた通り、今は概要しか書かれてなくて、令和 6 年度から具体的にどう取り組むということが書かれていないので、この計画との整合性というか、計画にどう寄与していくのかということがわかりにくいようになっているなど、今ご指摘いただいて思っております。後程説明をさせていただく福祉のまちづくり計画では具体的に令和 6 年度の今後の目標という欄がありまして、そこのとと整合性をとりながら、同じように、概要だけではなくて令和 6 年度からの目標とか、具体的な取組という欄を設けることも含めて検討させていただきたいと思っております。ありがとうございます。

○会長 ありがとうございます。他に如何でしょうか。

○事務局（市） もう一点、事業を絞ってはどうかという点についてなんです。今すぐにこういう取組をしますというお答えはできないんですけれども、この重点施策を選んだ理由としては、重層的支援体制整備事業を令和 5 年度から実施しているということで、ここに掲げられているほとんどの事業がその代表的な事業を掲載しております。そのために、そういった観点で今回の重点施策を作っているということがわかるように、もしくはそれではちょっとわかりづらいということでしたら、委員からいただいたような観点も踏まえて、何故これが重点施策なのかということをお話させていただきます。以上です。

○会長 ありがとうございます。

○副会長 ちょっと大学の仕事で遅れてきて申し訳ないですが、全体を通しては、皆様方が報告されるように、大変絞れていて、的が絞られてきた感じになってきたし、図もバージョンアップされて、いいかなという感じになっています。特に最近の地域共生の動きを踏まえて作られているかなと思います。

幾つかコメントをすると、一つは先生が仰ったことと関係するんですけど、計画の性格をどう捉えるかということなんですよね。つまり、他の分野の計画は予算が幾らで、人がこれくらいついて、ものをこれくらい作ってとか、この3年間でこれくらいの目標値があって、ここまで持って行きます、ということが全部書いてあるわけですね。高齢の介護保険の計画が一番典型的で、そういう目標数値が書いてある。他の計画もサービス計画と言われていたものはだいたいそういう風にやっている。計画の機能として水準を引き上げていくという機能がありますから、そういうような計画なんですけど、この計画は、新しいものは別としても、例えば53ページに地域包括支援センターの運営について、ネットワークをいかした取組を充実しますとある。申し訳ないけど、これは当たり前なんです。要するに、こういう方向性でやるんだということが書いてあって、全然何もここでは説明がされていない。つまり、何を言っているかと言ったら、地域包括支援センターって凄くいろんな仕事而降りて来て充実しなきゃいけないし、大事なカギを握ってるんだから、こういう風にテコ入れして機能を充実するんだ、ということくらいまでは書き込まないと、6年先の話ですから、もう少し具体的なことを。例えば、当面3年では人をこれくらい増やしますとか。そういうものを示してくれないと、地域福祉の計画って、だから理念計画っていうか、調子いい事だけ書いてあるんだよねっていう風に言われてしまうわけです。勿論、そういう数値目標が置けないものもあるんですけど、この中には。方向性だけ示していくことしか出来ないものもありますけど。いろんな数値がちゃんと示せるようなものが全然入っていないんじゃないの？っていう話なんです。

なおかつ、それと関連して言うと、ここまでの6年間の計画をどう評価するんですか？っていう話ですよ。この6年間で地域包括支援センターをこう強化したので、さらにそれを踏まえて、「もっと強化して、ここまで持っていきます」とか、「ここをテコ入れします」とか。やっぱりもうちょっとそういう具体的なことを書いてもらってもいいかなと思っています。そうでないと、やっぱり上位計画だと言って、方向性だけが示してある、まあ大体こういう感じですよ。当たり前障りなく書いてあるっていうのでは、一市民として見るとこれどういう計画なんですかっていうような話になりかねない。それは、例えば高齢や障害や児童は、本編の計画を見てください、介護保険福祉計画と高齢者福祉計画を見てくださいということで済むかもしれないけど、地域福祉固有なものについては、どこも参照できないので、やっぱりもう少し書き込んだ方がいいと思いました。

あとは、先生が仰った様に、重点施策が多い印象です。重点なので幾つか絞り込む、その波及効果みたいな形で他の施策も進んでいくという形で、プライオリティをつけて、重点施策の中にさらに重々点施策みたいな、二重丸か三重丸が付いてるとか、これだけは絶対にやりますみたいな、そういうものを示してくれないと、ただズラズラっと事業名があがっていて「これが重点」。「なんだ、全部重点なんじゃないの？」というような感じになっているので、そのあたりをもう少し調整していただいた方がいいかなとは思っています。

それ以外のところはいいと思うので、資料編をどのくらい付けるかによりますけど、去年やった調査だとか。その他関連のデータとか。そういうものをできるだけ整理していただけるとわかりやすい計画になるかなと思います。すいません。長くなりました。

○会長 ありがとうございます。地域福祉計画の歴史を振り返ってみると、例えばこの福祉圏域を決めるまでに何回か計画づくりでそれにチャレンジしてきて、そこでエリアごとのいろんな課題を住民に話し合っていたり、いろんなことに取り組んでいく中でこれから考えていくと、それがどうしても福祉圏域をつくる、きちんとしなきゃいけないんじゃないか、ということがひとつのメインになった時期もあれば、地域福祉コーディネーターの配置をどうしてもやろうじゃないかと、この委員会で随分議論したことがあると思います。それが本当のメインになって実現をしていった。そういう意味ではこれからかなり大きな変化がこの調布で起こってくることはわかってきているので、そういうものに対して、どういうところを重点にやっていくのかということだと思います。重点が全体でいろんな調整をしていこうということにはわかるんですけども、「そうだよな」という気持ちになれるようなという意味では、やっぱりそこが一番大事かもしれない、そういうものを打ち出すことが必要なのだと思います。各分野計画とは違う地域福祉の課題として、これは絶対新しい取組をここでやろうじゃないか、こういう内容を作ろうじゃないかということをもう少し打ち出せないかということが皆様のご意見だったと思います。これから仕上げにかかる段階で、その辺りをもう少しきちんと考えて行く必要があるんじゃないかということだと思います。予定の時間になってきたんですが、他にご意見がございましたら、どうぞ。お出しいただきたいと思います。

○副会長 すみません。今仰ったことを簡単に言うと、最近、ロジックモデルというのがよく出てくるんですね。インターネットで調べてもらえればよくわかりますし、計画を作る時に出ていて、要するに因果関係でこういう施策をやるとこういう結果が出て来て、それはこの施策と関係している。要するに全部が同じではなくて、簡単に言うとそれぞれの事業がお互いに関連し合っているわけです。これをやるとこれが出てくる、それをやるとさらにこれができる。そういう関連がわかるようなモデルの図を作ってくれないと、ただズラっと事業を並べて、これをやりましょうというようなことではなくて、そういうものを目指していただだけませんか。ズラっと事業を並べて「これやって、はい、終わりです」ではなくて、「これをやるとこれができるようになりますよ」とか、そういうのが出てます。そういうロジックモデルを使った計画づくりが 23 区などいろんな自治体でやり始めていますから。何故かっていうと、やっぱり因果関係を凄く問われるようになったんですよ。この事業をやるとこういう成果が出て、つまりアウトプットがあつて、アウトカムがあつて、それが今度はこれにつながっているんだ。そういうのをちょっと考えていただけると。短時間で難しいかもしれませんが。そんなこと言うならもっと早く言ってよというお叱りを事務局から受けそうですが、しかし、まあ敢えて問題提起として言わしていただきました。以上です。

○会長 ありがとうございます。最後仕上げていく上で、中身の整理はかなり進みましたね、というご意見ですが、よりこの計画が市民から見て、「あっそうか。そこが大事なんだな」と。そして、皆で力を合わせようじゃないかという気持ちになれるように仕上げていくために何が必要だろうかということについて、ご意見をかなりいただきました。それらを踏まえて、さらにいいものにする努力をお互いにしたいと思います。他にご意見ございますか。もしなければ、今日の議論はそういうことにしたいと思っています。

先程、事務局からも説明があったようにパブリックコメント前の本会議の開催は今日が最後ということになります。今後のパブリックコメントに向けた計画策定の最終調整については、事務局に一任、または重要事項にかかる内容であれば、私と事務局で協議させていただくということで、皆様からご承諾をいただければと思うのですが、如何でしょうか。

○委員 (全員, 承諾)

○会長 宜しいですか。ありがとうございます。それではご承諾いただけたということで、パブリックコメント前の計画案について、今後修正が必要になった場合には事務局と私で進めさせていただきます。

今日もいろいろな提案があったのですが、ご自身で今日でかなり刺激を受けて、こんな考えでこういうことをやってみたらどうか、これをこういう風に整理してみてもどうかなど、ご意見があれば是非お寄せいただいて、皆でいいものを作りたいと思います。宜しくお願いします。

議題 2 福祉のまちづくり推進計画の素案について(資料 2)

○事務局 (市) 本日もう一つ、議事 2 がございまして、福祉のまちづくり計画についてご報告だけさせていただければと思います。予定していた時間が 8 時まででしたので、もしこの後ご都合が悪い方がいらっしゃいましたら、お帰りいただいて結構でございますが、もしまだお時間が大丈夫そうでしたらお付き合いいただければと思います。宜しくお願いいたします。福祉のまちづくり計画に関しましては、基本的に庁内の連絡会の方で内容を作成しておりますので、今回は報告の形でさせていただきますので、宜しくお願いいたします。

○事務局 (委託事業者) 時間も過ぎておりますので、手短かに説明させていただきます。資料 2 調布市福祉のまちづくり推進計画(素案)のご報告の説明でございます。全体の構成を説明するのに目次が一番わかりやすいので、2 ページ目の裏になりますか、目次がございます。第 1 章計画の策定にあたって。第 2 章福祉のまちづくりの現状と課題。第 3 章福祉のまちづくりの基本的方向。第 4 章施策の展開。第 5 章 計画の推進。最後に資料編。今回の地域福祉計画と似たような構成になってございます。内容は主のところだけ説明させていただきます。計画の策定にあたって については、飛ばさせていただいて、今回の計画のために障害者団体を主とした団体の皆さんにご意見がいただきまして、そのご意見の主のところをこの計画にも載せております。それが 29 ページから数ページにわたって書い

てございます。団体等グループインタビューの主な意見ということで、いろんなご意見を数ページにわたっていただきましたので、その意見を少し抜粋して掲載しております。この辺りもこの計画の中にかかしていくという考え方をしております。

それから 39 ページから第 3 章。基本的なまちづくりの方向ということであります。基本理念といたしましては、調布市の基本構想や今回の地域福祉の基本理念、或いはバリアフリー構想などを踏まえて、基本理念としては「みんなが安心してともに生きる心にやさしい福祉のまちづくり」という理念で取組を進めていくという計画になります。

取組の全体像は 41 ページに施策の体系がございます。施策が左側 1 番から 5 番まで。それぞれの取組を右側。幾つかあります。全部で 13 の取組を設定してございます。この 13 の取組でどういうことをやっていくのかということが、次の 42 ページからの第 4 章施策の展開という構成になっております。

全部を説明できませんけれども、特徴的なやり方といたしまして、この計画といたしましては、42 ページをご覧くださいますと、心を育てるまちづくりの推進という項目があります。基本方針があって、その下に「障害者団体等のご意見に回答します」というようなコラム的なものを入れております。先程グループインタビューでいろんな意見をいただいた、その中の意見の一つが Q&A の Q みたいになっていて、それに対して答えている。コラム的な形でこの意見に対してこういうことを考えていますよ、ということを計画の中に少し盛り込んだということが、前回から変えたところでございます。

それから 44 ページを見ていただくと、事業がたくさん書いてありまして、先程、事務局からお話いただきましたけれども、44 ページのそれぞれ事業ごとに事業の名前、担当課、概要、これまでの取組、今後の目標、この 5 段落ですべての事業を記載してございます。また、例えば 44 ページの事業名には、＜新規＞ということが書いてあるように、新しい取組については＜新規＞と記載してございます。そこまで新規は多くないですけども、そういう形で記載しています。こういう形で最後 122 ページまでできています。

123 ページ、第 5 章として計画の推進。こちらにも計画を策定した後の推進体制、或いは普及・啓発・進行・管理の考え方を示しております。

最後 125 ページからは資料編ということで、こういう計画をまだ素案の段階ですが、検討をさらに重ねて作り上げていくということでございますので、ご報告させていただきます。以上です。

○委員 これについて、ちょっとだけお願いしたいところがありまして。43 ページのヘルプカードとヘルプマークです。いろんなところでこういったカードやマークがありますよ、と宣伝されているんですけども、私、検索してみてもよくわかったのが、何処でどうやって手続きすればもらえるかということがほとんどの資料にないんですね。できれば、折角こういう素晴らしい推進計画があるので、このカードとマークについて、どこでどういう手続きをすればもらえますよという解説を入れていただくと大変有難いなと思っています。因みに確か東京都の施設か都営の地下鉄の駅で手続きするともらえるとなっていると思います。もし間違っていたらごめんなさい。宜しくお願いします。

- 事務局（市） ありがとうございます。まちづくり計画につきましては、先程説明いたしました通り、今日いただいたご意見も踏まえまして、また庁内で検討して、同じくパブリックコメントに地域福祉計画と同時にかけさせていただきたいと思っておりますので、宜しくお願いいたします。
- 委員 質問いいですか。今度、総合福祉センターの拠点が京王多摩川に移りますよね。そこで駅前開発ということも計画としてあるわけですけど、それは入れなくていいんですか。今後の地域福祉の具体的な動きとしてどうなんでしょう。
- 事務局（市） 先ず今回のまとめの中では基本的には、ハード的な施策については、違った視点で検討会を開いて報告書等を今後まとめていく予定になっておりまして、地域福祉計画をつくる際はソフト的な部分を中心にまとめております。とはいえ、総合福祉センターだけではありませんが、地域福祉の拠点の考え方としてどうしていくのかというのは、パブリックコメントに入れるかどうかというのは別としてですね、ひとつの意見として伺わせていただいて検討したいと思っております。今回の計画につきましては、繰り返しになりますが、各基本目標を踏まえた具体的な、特にソフト面の施策を中心にやっておりますので、他の基本方針であったりとか、計画との整合性とか記載内容を踏まえて、総合的に判断したいと思っております。以上でございます。
- 委員 調布市の地域福祉の大きな変革だと思うので、是非宜しくお願いします。
- 事務局（市） 今いただいたご意見は地域福祉計画にですか。それともまちづくり計画にでしょうか。
- 委員 それはどちらでもいいと思うんです。まちづくりの方がより具体的なことなのかなと、漠然と思いました。
- 事務局（市） 承知しました。先程は、地域福祉計画をベースとしてお答えしたところがありますので、まちづくり計画に記載するかどうかについても検討させていただきたいと思っております。ありがとうございます。
- 会長 他に何かご意見とかご質問ありますか。
特にならなければ、議題3を事務局からお願いします。

議題3 その他の事務連絡

- 事務局（市） 本日3点事務連絡がございます。後日、前回会議、第5回の会議の議事録をメール又は郵送にてお送りさせていただきます。前回ご発言いただいた内容等について、こちら11月28日の火曜日までにご確認いただけますよう。お願いいたします。また改めて正式に依頼の通知をお送りさせていただきますので、そちらをご確認ください。また本

日の会議の議事録についても作成でき次第確認のお願いをさせていただきますので宜しくお願いいたします。次にご意見シートについてです。本日ご渡しした素案につきまして、ご意見等ございましたら、同じく 11 月 28 日火曜日までにいただければと思います。続いて次回の日程についてです。お手元の開催通知をご確認ください。次回第 7 回地域福祉推進会議が 2 月 15 日木曜日に開催を予定しております。少し期間が開いての開催となりますので、会場また日程についてあらためて通知をご確認いただければと思いますので、宜しくお願いいたします。

3 点とお伝えしたのですが、もう一点ございます。本日、先程会長からもお話いただいた通り、パブリックコメント前に本日が最後となりますので、この計画 12 月 20 日からパブリックコメントを予定しております。またそのパブリックコメントの手続きの開始にあわせまして、12 月 23 日午前 10 時半から 12 時までの時間を予定しておりますが、この地域福祉計画と高齢者総合計画、また障害者総合計画、福祉 3 計画の合同の説明会を開催いたします。この場を借りて広報させていただければと思います。現行計画 6 年前に計画を策定した際にはこの 3 計画の合同説明会の他に地域福祉計画のみ圏域別の説明会というものを開催しておりました。現行計画では、福祉の 8 圏域を新たに設定をする計画でございましたので、圏域別に説明会を行っておりましたが、今回は圏域別の説明会ではなく、地域福祉計画に関する説明の動画、パワーポイントに音声吹き込んだ動画を作成させていただいて、それを市のホームページや YouTube 等で広報を広くさせていただこうと思っておりますので、是非。また URL だったりできましたら皆様に共有させていただければと思いますので、ご覧いただければと思います。宜しくお願いいたします。事務局からは以上でございます。

○会長 熱心なご議論ありがとうございました。これで第 6 回の委員会を終了したいと思います。ありがとうございました